

平成16年 7月31日

北 海 道 消 費 者 被 害 防 止

ネ ッ ト ワ ー ク ニ ュ ー ス No. 4

[事務局] 北海道立消費生活センター 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟

(社)北海道消費者協会

<http://www.syohisya.or.jp>

011- 221- 0110

厚岸町に「消費者被害防止ネットワーク」設立！

「消費者保護基本法」は我が国の消費者政策の基本的な枠組みとして昭和43年に制定されました。しかし、制定後36年が経過し、消費者を取り巻く社会経済環境が大きく変化しました。このため、消費者が安全で安心して暮らせる、現代社会にふさわしい法律として抜本的に見直され、法律名を「消費者基本法」と改め、今年6月2日に公布・施行されました。

新法は旧法に比べて、事業者や事業者団体に消費者の安全確保や取引における公正の確保、情報提供などを義務付けるとともに、地方公共団体の責務として、苦情処理及び紛争解決の促進を掲げ、都道府県や市町村の役割を具体的に示しています。

また、消費者に対しては、消費者の権利を明確にする反面、消費者が自主的かつ合理的な行動がとれるよう自立を求めています。

しかし、我々を取り巻く消費者トラブルは、年々増加し、悪質・巧妙化するとともに、一層犯罪化の様相を呈しています。そのため、警察や消費者相談窓口では増加する相談の対応に苦慮している状況にあります。

この状況を打開し、悲惨な消費者被害を防止するためにも、各市町村ごとの被害防止の組織として「地域ネットワーク」の立ち上げが緊急課題となっています。このような中で厚岸町では今年7月13日に、本ネットワーク設立後二番目の「地域ネットワーク」が設立しました。この設立の動きが早期に他の市町村にも広がり、全道がくまなく連携された組織となるよう期待しています。

~~~~~ ネットワークニュースを団体内に確実にお伝えください！ ~~~~~

ネットワークニュースを各団体傘下の市町村団体まで確実にお伝えください。

また、周知に当たりましては、団体内でニュースの内容を話題にしたり、回覧したり、各ページの内容をそれぞれ必要に応じてA3の色紙に拡大コピーしポスターとして掲示するなど、ご活用をよろしくお願いいたします。

## 緊 急 警 報

# 「オレオレ詐欺」の被害が急増中です。注意しましょう!

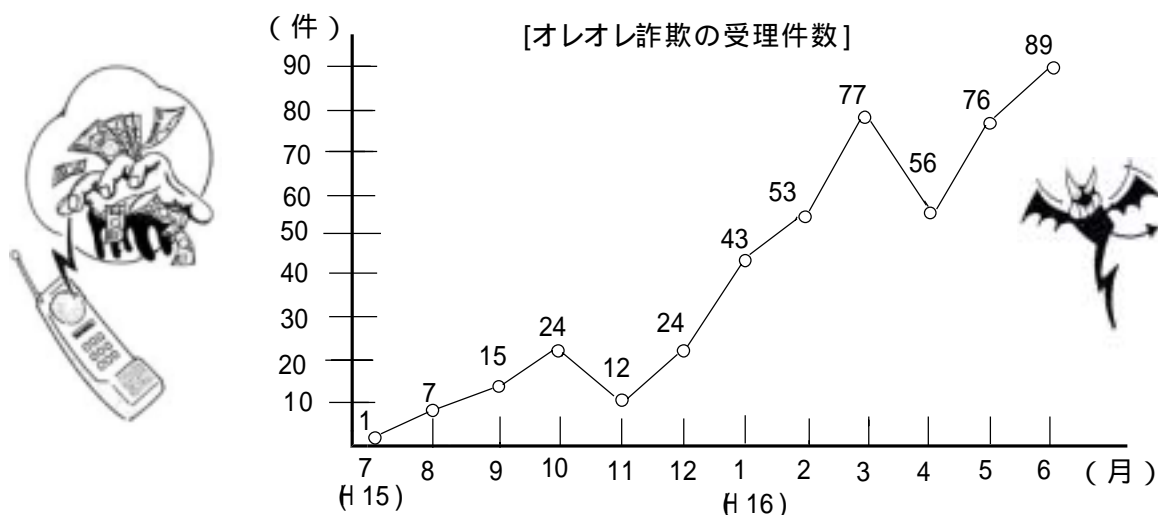
[ ターゲット:各年代層 ]

[北海道警察本部相談課より]

道内における「オレオレ詐欺」の相談が本年1月から6月までで、昨年の受理件数の4.7倍と急増しています。

相談者の年代は、高齢者に限らず、20代以上の各年代層に及んでおり、なかでも40歳代、50歳代の相談が多くなっています。

性別では、女性が65%と多く、手口は「身内などの交通事故示談金の請求」や「身内の金銭トラブル」に係わるものが多く、最近の特徴として「警察官役」を登場させる手口が増加しています。十分な注意が必要です。



### 不審電話に対応する場合の注意事項

- ・突然電話がかかってきても慌てず落ち着いて対応しましょう。
- ・相手が不明な場合、「ちゃんなの？」などと先に親族の名前を言わず、相手に名乗らせましょう。
- ・相手が親族の名前を名のっても、一度電話を切り、改めて本人に事実を確認しましょう。
- ・相手が確認できない場合は、送金せずに警察に通報しましょう。
- ・不審な電話がきたり、かかってくるのが予想される場合は、録音するなど証拠を残すように努めましょう。
- ・日頃から、家族や身内で悪質な手口を話題にし、被害に遭わないよう注意しましょう。

注 意

## インターネットオークションのトラブルが増加しています！

[ ターゲット:20歳・30歳・40歳代 ]

[北海道警察本部相談課より]

近年、パソコンやDVDソフト、自動車部品などのインターネットオークションに参加し、落札し指定口座に代金を振り込んだが、品物を送ってこないためオークション主催者に連絡したが連絡がとれなくなった。というインターネットオークションに関するトラブルが20歳代から40歳代の男性を中心に被害が増加しています。

このように、インターネットのホームページ上にオークションを名のり代金をだまし取る商法を「ネットワーク利用商法」と呼んでいます。

インターネットオークションを利用する際は、十分な注意が必要です。

### インターネットオークションでトラブルになった商品！

パソコン(31)、カメラ類(21)、自動車部品(18)、チケット類(14)、腕時計(13)、DVDレコーダー(10)、自動車(9)、バック類(7)、ゲーム機(6)、DVDソフト(5)、衣類(5)、携帯電話(4)、装身具(3)、ハードディスクレコーダー(3)、健康食品(3)、ハイウェイカード(2)、ビデオデッキ(2)、パソコンプリンター(2)、他注)上記の他多種多様な商品がある。( )内は相談件数である。



### トラブルになった場合の対応方法！

契約相手と連絡が取れるときは、配達証明付きの内容証明郵便で「契約解除などの通知」を出しましょう。

代金の返済を伝えても返済しない場合は、「代金返還訴訟」などの方法があります。

トラブルにあった場合は、下記の内容をあらかじめ調べ、相談しましょう。

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| ネット上の名前、アドレス、電話番号  | 振り込み銀行、口座名、口座番号 |
| オークション運営会社名、及びシステム | 商品の引き渡し方法、期間    |
| 取り引きしたネットの画面記録     | 売り主の弁明          |
| 売買商品の名称、形式等        |                 |

## 厳 重 警 戒

### SF商法（宣伝講習販売）の被害をみんなで防ぎましょう！

[ ターゲット:60歳以上 ]

[北海道環境生活部生活振興課消費生活グループより]

「100円ショップをオープンするからその宣伝に来た」、「健康の話しをします」などと言って、健康サポーターなどの雑貨品を無料で配り、空き店舗や民家の倉庫、ホテルなどの会場へ誘い、会場でも景品を配りながら消費者に高額な布団や温熱治療器などの健康機器、健康食品などを売り付ける悪質商法の被害が後を絶ちません。

このような手口には、高齢者が被害にあいやすく「SF商法」、「催眠商法」、「宣伝講習販売」などと呼ばれています。地域単位で厳重に用心することが必要です。

#### SF商法の特徴的な違法行為

消費者に最初に販売目的を明確に伝えず、無料で景品を渡し、会場に誘い込む行為  
会場の中で帰れない雰囲気にしたリ、脅したり、自宅までついてきて契約を迫る行為  
帰りたいたいと言う消費者をひきとめる行為  
代金の支払いを強要する行為



#### SF商法の被害を防ぐポイント

SF商法の業者には、1人ではなく複数で対抗することが効果的です。  
空き店舗など、会場になりそうな場所を不審な業者に貸さない。  
近所に声を掛け合い、皆でそのような会場に行かない。  
違法行為を行っている業者に、集団で毅然とした強い態度を取ることが非常に重要です。  
カメラで撮影したり、録音するなど、記録を取る行為も有効です。  
違法な行為を発見したら、行政機関に通報しましょう。  
みんなの力で悪質なSF商法から地域を守りましょう。